

「出版者への権利付与等」に係る関係団体ヒアリング意見概要

平成 25 年 6 月 13 日

文化審議会著作権分科会出版関連小委員会においては、平成 25 年 5 月 13 日（第 1 回）及び同月 29 日（第 2 回）の 2 回に分けて、「出版者への権利付与等」として考えられる以下の方策について、関係団体（計 15 団体）よりヒアリングを行った。

- (A) 著作隣接権の創設
- (B) 電子書籍に対応した出版権の整備
- (C) 訴権の付与（独占的ライセンシーへの差止請求権の付与の制度化）
- (D) 契約による対応

ヒアリングの際に示された関係団体からの主な意見の概要は、以下のとおりである¹。
 なお、以下の意見概要は、基本的に実際の発表順に記載している。また、< >内の団体名は略称であり、正式名称は本資料の末尾に記載している。

（A）著作隣接権の創設について

【賛成する意見】

- 楽譜の特性に鑑み、楽譜出版者に著作隣接権を付与すべき。 <楽譜出版協会>

【反対する意見】

- 著作権者の意思に反して権利行使される可能性や権利者数の増加による権利処理コストの増大から、流通阻害効果が予想され、副作用が大きいのではないか。 <経団連、同旨印産連、JEITA、知財協、MiAU>
- 印刷会社と出版社の間では、出版物等原版の取扱い等について議論があり、著作隣接権の付与により取扱いや帰属が変わってしまうことを懸念。 <印産連>
- 漫画家が制作する原稿は、本を通じて読者が目にする形そのものであるから、漫画の原稿の図案にまで出版者に権利を与えることは反対。 <漫画家協会>

（B）電子書籍に対応した出版権の整備について

1. 総論

【賛成する意見】

- 設定契約により権利が発生する（B）の方策に賛成。 <経団連、同旨印産連、書協、写真著作権協会、新聞協会、出版協、電流協、JEITA、主婦連、MiAU>

¹ ヒアリングを踏まえた委員による意見交換の結果、第 3 回以降の出版関連小委員会においては、(B)「電子書籍に対応した出版権の整備」を議論の軸として検討を進めていくこととなっている。

【条件付き賛成意見】

- 契約を前提とする (B) を話し合う余地はあるが、その場合には、現状のままでは不都合である合理的な理由が必要。 <漫画家協会>
- 出版社が海賊版対策に真剣に取り組むこと、著作者の権利や公平や利益配分に配慮した新しい電子出版契約書ひな形をつくる努力すること等のいくつかの条件のもとであれば、(B) を考える余地がある。 <美著連>
- (D) が現実的、効果的でないという実態があるとすれば、(B) や (C) など、相対的に弊害が少ないその他の方策について検討することにも意味はある。 <知財協>

2. 各論

(1) (B) 「電子書籍に対応した著作権」の位置付け

- 具体的な電子出版の予定がないままに紙の契約をした場合に、契約が電子に及ぶことに反対。 <美著連>

(2) 対象を「特定の版面」に限定した権利の付与の是非

- 権利の及ぶ範囲が広いと考えられることや、著作物そのものの利用と出版物の特定の版からの利用の区別が困難である場合もあること等から、出版者が「特定の版面」を対象として権利を拡張できるとすることは、反対。 <美著連、同旨写真著作権協会、JEITA、主婦連、MiAU>
- 対象を「特定の版面」に限定した権利は、日本複製権センター等が行う企業内複製等に関する権利の集中処理を阻害しかねない。 <写真著作権協会、同旨新聞協会>
- 対象を「特定の版面」に限定した権利については、立法を必要とする趣旨が不明であり、立法事実に照らした慎重な検討が必要。 <知財協>

(3) サブライセンスの取扱い

- 電子配信をしていない出版者が別の事業者ライセンスする場合は、仲介又は著作者の代理とすべきであり、電子配信をしない出版者がサブライセンス権を持つことは不自然ではないか。 <漫画家協会>
- 著作者の許諾のないサブライセンスを認めることには反対。 <美著連>

(4) 著作権者の義務

- 電子書籍の流通促進を担保するため、電子書籍に対応した著作権を整備する場合には、現行の出版義務に相当する規定を設けることが望ましい。 <JEITA、同旨主婦連>

(5) その他

- 「電子書籍に対応した著作権」に付随するサブライセンス等については、出版者側から特約を申し出た場合に可能となるようにすべき。 <漫画家協会、同旨美著連>
- 登録制度を拡充するなど、権利の所在の明確化を図り、権利処理によるコンテンツの活用などを促進すべき。 <書協、同旨写真著作権協会、出版協、JEITA>

(C) 訴権の付与（独占的ライセンスへの差止請求権の付与の制度化）について

【賛成する意見】

- (C) が最も望ましく、また、紙のみの出版の契約であっても海賊版対策ができるようにするなど、現状に対応できる範囲の広い訴権が必要である。〈美著連〉

【慎重な意見等】

- 関係する著作権者や利用者の範囲が大きく広がることと、特許権やその他の知的財産権との平仄等についても議論が及ぶ可能性があり、短期的に実現することは難しい。〈経団連、同旨書協、知財協、MiAU〉
- 出版社がビジネスを進めていく上で、(C) は、実務上、契約交渉等において十分ではない。〈書協〉

(D) 契約による対応について

- 現行法で契約により対処することをまず優先すべき。新たな権利の創設に関しては、慎重な検討が必要。〈文藝家協会〉

ヒアリング団体一覧（発表順）

【出版関連小委員会（第1回）での発表団体】

- 一般社団法人日本経済団体連合会 〈経団連〉
- 一般社団法人日本印刷産業連合会 〈印産連〉
- 一般社団法人日本書籍出版協会 〈書協〉
- 社団法人日本漫画家協会 〈漫画家協会〉

【出版関連小委員会（第2回）での発表団体】

- 公益社団法人日本文藝家協会 〈文藝家協会〉
- 日本美術著作権連合 〈美著連〉
- 一般社団法人日本写真著作権協会 〈写真著作権協会〉
- 一般社団法人日本新聞協会 〈新聞協会〉
- 一般社団法人日本出版者協議会 〈出版協〉
- 一般社団法人日本楽譜出版協会 〈楽譜出版協会〉
- 一般社団法人電子出版制作・流通協議会 〈電流協〉
- 一般社団法人電子情報技術産業協会 〈JEITA〉
- 日本知的財産協会 〈知財協〉
- 主婦連合会 〈主婦連〉
- 一般社団法人インターネットユーザー協会 〈MiAU〉

(以 上)